

国立大学法人東京農工大学職員表彰規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員表彰規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考																																				
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学職員表彰規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第36号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(選考方法)</p> <p>第3条 前条第1項の表彰を受ける者の選考は、別表第2の第1欄に掲げる組織及び施設の職員については、第2欄に掲げる当該組織及び施設の長の推薦に基づき学長が選考するものとする。</p> <p>第4条～第8条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="194 1066 922 1418"> <thead> <tr> <th>第1覧</th> <th>第2覧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td>総括本部長</td> </tr> <tr> <td>共生科学技術研究院</td> <td>共生科学技術研究院長</td> </tr> <tr> <td>工学府</td> <td>工学府長</td> </tr> <tr> <td>農学府</td> <td>農学府長</td> </tr> <tr> <td>生物システム応用科学府</td> <td>生物システム応用科学府長</td> </tr> <tr> <td>連合農学研究科</td> <td>連合農学研究科長</td> </tr> <tr> <td>技術経営研究科</td> <td>技術経営研究科長</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>図書館長</td> </tr> </tbody> </table>	第1覧	第2覧	本部	総括本部長	共生科学技術研究院	共生科学技術研究院長	工学府	工学府長	農学府	農学府長	生物システム応用科学府	生物システム応用科学府長	連合農学研究科	連合農学研究科長	技術経営研究科	技術経営研究科長	図書館	図書館長	<p>第1条～第2条 省略(現行どおり)</p> <p>(選考方法)</p> <p>第3条 前条第1項の表彰を受ける者の選考は、別表第2の第1欄に掲げる組織及び施設の職員については、第2欄に掲げる当該組織及び施設の長の推薦に基づき学長が選考するものとする。</p> <p>第4条～第8条 省略(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別表第1 省略(現行どおり)</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1048 1066 1776 1418"> <thead> <tr> <th>第1覧</th> <th>第2覧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td>総括本部長</td> </tr> <tr> <td>共生科学技術研究院</td> <td>共生科学技術研究院長</td> </tr> <tr> <td>工学府</td> <td>工学府長</td> </tr> <tr> <td>農学府</td> <td>農学府長</td> </tr> <tr> <td>生物システム応用科学府</td> <td>生物システム応用科学府長</td> </tr> <tr> <td>連合農学研究科</td> <td>連合農学研究科長</td> </tr> <tr> <td>技術経営研究科</td> <td>技術経営研究科長</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>図書館長</td> </tr> </tbody> </table>	第1覧	第2覧	本部	総括本部長	共生科学技術研究院	共生科学技術研究院長	工学府	工学府長	農学府	農学府長	生物システム応用科学府	生物システム応用科学府長	連合農学研究科	連合農学研究科長	技術経営研究科	技術経営研究科長	図書館	図書館長	
第1覧	第2覧																																					
本部	総括本部長																																					
共生科学技術研究院	共生科学技術研究院長																																					
工学府	工学府長																																					
農学府	農学府長																																					
生物システム応用科学府	生物システム応用科学府長																																					
連合農学研究科	連合農学研究科長																																					
技術経営研究科	技術経営研究科長																																					
図書館	図書館長																																					
第1覧	第2覧																																					
本部	総括本部長																																					
共生科学技術研究院	共生科学技術研究院長																																					
工学府	工学府長																																					
農学府	農学府長																																					
生物システム応用科学府	生物システム応用科学府長																																					
連合農学研究科	連合農学研究科長																																					
技術経営研究科	技術経営研究科長																																					
図書館	図書館長																																					

大学教育センター	大学教育センター長	大学教育センター	大学教育センター長
産官学連携・知的財産センター	産官学連携・知的財産センター長	産官学連携・知的財産センター	産官学連携・知的財産センター長
国際センター	国際センター長	国際センター	国際センター長
保健管理センター	保健管理センター所長	保健管理センター	保健管理センター所長
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長	総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長
学術研究支援総合センター	学術研究支援総合センター長	学術研究支援総合センター	学術研究支援総合センター長
科学博物館	科学博物館長	科学博物館	科学博物館長
広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター長	環境安全管理センター	環境安全管理センター長
		放射線研究室	放射線研究室長

附 則 (20 教 規 程 第 66 号)

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成20年11月1日から適用する。